

県民交通災害共済 ただいま受付中

県民交通災害共済は、交通事故に遭われた加入者に対する見舞金を目的とした制度です。平成 20 年度の申込書は窓口を用意しています。申込書の郵送はしませんのでご注意ください。

受付窓口 友部地区の方...本所 市民活動課
笠間地区の方...笠間支所 生活課
岩間地区の方...岩間支所 生活課

小中学生は、学校で取りまとめて加入していただきます。市外に通学している場合は、窓口での加入となりますのでお問い合わせください。

申込会費 大人 900 円、中学生以下 500 円
共済期間 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日
(平成 20 年 4 月 1 日以降に加入した場合、その翌日から)

見舞金の請求期間
事故日の翌日から起算して 2 年以内
問 市民活動課 防犯交通グループ(内 134・135)

「佐々木夫妻の仁義なき戦い」当市で撮影

3 月 9 日(日)、TBS 日曜劇場「佐々木夫妻の仁義なき戦い」の撮影が当市で行われました。最終話には、弁護士役として笠間市民のエキストラが出演します。ぜひ、ご覧ください。

放送予定日時・場面
第 9 話：3 月 16 日(日) 午後 9 時～
律子(小雪)がクライアント(企業)・法務部にあいさつに行くシーン
最終話：3 月 23 日(日) 午後 9 時～
弁護士会で律子(小雪)が、国選事件の起訴状の束をめくっているシーン

番組名 TBS 日曜劇場「佐々木夫妻の仁義なき戦い」
撮影地 笠間市役所 岩間支所(旧 町長室など)
問 商工観光課(内 511)

水道料金徴収囑託員を募集

勤務内容 水道料金(下水道料金)未納世帯を訪問し、徴収します。
勤務日 4 月 1 日(火)から
勤務条件 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
月 16 日以上
募集人数 1 人
報酬 市の規定により支給
応募資格 満 55 歳未満で、普通自動車免許を持っている方
応募期間 3 月 17 日(月)～21 日(日) 祝日を除く
応募方法 市販の履歴書に必要事項を記入(写真貼付)し、笠間市の納税証明書を添付の上、次へ提出してください。後日面接の上、選考します。
申・問 水道課(内 71233)

市立病院の臨時管理栄養士を募集

市立病院では、職員の産休に伴い、臨時の管理栄養士を次の通り募集します。
募集人数 1 人
勤務期間 平成 20 年 6 月中旬～平成 21 年 3 月 31 日(予定)
勤務時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
勤務時間については相談に応じます。
時給 1,580 円
その他 勤務予定期間により、有給休暇あり
選考方法 面接(面接日は、後日連絡します)
申込方法 履歴書(写真添付) 資格を証明する免許書の写しを持参の上、直接次へ。
申・問 笠間市立病院(担当：中村)
0296-77-0034

特定犬は「おり」の中で飼いましょう！

- 特定犬の種類 -
秋田犬 紀州犬 土佐犬 ジャーマンシェパード ドーベルマン グレートデーン セントバーナード アメリカンスタッフォードシャーテリア(アメリカンピットブル)

問 茨城県動物指導センター 0296-72-1200

- 飼い主の義務 -
「おり」の中で飼う。
・上下四方が囲まれている。
・十分な強度を持っている。
・人に危害を加えられない構造である
特定犬の標識(シール)を飼養場所住居の出入り口(見やすい場所)に貼る。
飼い方の義務を守り、散歩の際も犬の行動を制御できるようにする。



本所・支所
問い合わせ方法
笠間・友部地区から
0296-77-1101
0296-72-1111
岩間地区から
0299-37-6611

【お知らせ】
健康講座「歯と口の健康づくり」を開催
65～74 歳の方が国民健康保険(国保)に加入している世帯主の方へ
県民交通災害共済 ただいま受付中
「佐々木夫妻の仁義なき戦い」当市で撮影
特定犬は「おり」の中で飼いましょう！

【募集】
水道料金徴収囑託員を募集
市立病院の臨時管理栄養士を募集

健康講座「歯と口の健康づくり」を開催
心臓や脳などの健康を守ることはとても大切ですが、ほかにも大切なことがあります。
それは、“歯の健康”です。歯は体に栄養を取り入れるための最初の消化器官。健康を考えるなら、まずは“歯の健康づくり”から。ご参加ください。
日時 4 月 6 日(日)午前 10 時～11 時 30 分
(受付：午前 9 時 45 分～)
会場 友部保健センター
定員 30 人(定員になり次第締め切り)
演題 「歯と口の健康づくり」
講師 仲田 豊さん(仲田歯科医院院長)
申込方法 3 月 31 日(月)までに、電話で次へ。
申・問 友部保健センター 0296-77-9145

65～74 歳の方が国民健康保険(国保)に加入している世帯主の方へ ～国民健康保険税(国保税)が年金から徴収されます～

65 歳から 74 歳までの国保加入世帯の世帯主の方で、次の～のすべてに当てはまる方は、平成 20 年 4 月に支給される年金から、国保税が天引き(特別徴収)になります。

- <年金から徴収される方>**
- 世帯主が国保の加入者であること
 - 世帯内の国保の加入者全員が 65 歳以上 75 歳未満であること
 - 特別徴収の対象となる年金の年額が 18 万円以上であって、国保税と介護保険料を合わせた金額が、年金額の 2 分の 1 を超えないこと



<年金から国保税が徴収される方に届けられる通知書>
国民健康保険税特別徴収開始通知書(仮徴収)
平成 20 年 3 月末頃に、市役所から、特別徴収を開始することをお知らせする通知書が届きます。
国民健康保険税額決定通知書 兼 特別徴収額通知書
10 月以降も年金からの徴収が行われる場合は、再度、10 月上旬頃までに、市役所から、特別徴収を行なうことをお知らせする通知書が届きます。

<年金からの徴収が行われない場合>
市役所から国保税納税通知書を送付しますので、今までどおり、通知書とともに送られる納付書での納付や口座振替などによって、個別に国保税を納めていただくことになります。
問 保険年金課(内 139・140)